

◎新潟県告示第420号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項の規定により、廃棄物が地下にある土地の区域を次のとおり指定区域として指定する。

平成25年3月26日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

指定区域	埋立地の区分
佐渡市井坪543番17の一部	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の31第2号（昭和46年厚令第35号）